

小美玉市水道事業の小美玉市長交際費支出基準及び公開に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、市長及び市長の指名する職員が小美玉市水道事業（以下「市水道事業」とする。）を代表として交際する場合に要する経費の支出基準及び公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(支出先)

第2条 市長は市水道事業の運営にとって有益と認めるもの並びに交際上必要と認めるものについて、予算の範囲内で市長交際費を支出する。

(支出基準)

第3条 交際費は別表の基準に基づき支出することができる。ただし、市長が特に必要と認める場合は、社会通念上妥当と認められる範囲内の金額において支出するものとする。

(市長交際費の不支出)

第4条 第2条及び前条にかかわらず、政党その他の政治団体、宗教団体等に対するものはこれを支出しないものとする。

(公開)

第5条 この基準に基づく市長交際費の執行状況は、原則としてすべて公開する。

ただし支出先のプライバシーに関する情報は除くものとする。

2 前項の公開は、小美玉市のホームページに公開するとともに、小美玉市情報公開条例に基づき公開する。

(基準の見直し)

第6条 交際費の使途及び内容を点検し、適正な運用が図られるよう適宜当該基準の見直しを行うものとする。

(委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成27年2月1日から施行する。

別表

小美玉市水道事業の市長交際費支出基準

支出区分	支出内容	支出金額
会費	会費制で開催される懇親会・祝賀会等の参加に係る経費	会費相当額
弔慰金	葬儀等における香典に係る経費	10,000円
見舞金	病気，災害，事故等の見舞いに係る経費	見舞金5,000円
協賛金	市費からの助成又は補助が無く，公益性が特に認められるものに対する協賛に係る経費	5,000円又は社会通念上認められる範囲の額
渉外費	市水道事業の運営上，外部機関との交渉，交際，表敬訪問等のために必要な特産品等の手土産の購入に係る経費	相当額
その他	上記のいずれも属さない場合で，市水道事業の運営上市長が特に必要と認めたとき	相当額

○「弔慰金」，「見舞金」の対象者は，小美玉市水道事業審議会委員本人とする。

ただし，「小美玉市長交際費支出基準及び公開に関する要項」に定める対象者と重なる場合には，これを適用しない。

○「見舞金」の病気見舞いは2週間以上の入院，火災見舞いは半壊・半焼以上とする。